

第36回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年5月29日(木)午後4時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第36回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年5月29日(木) 16時00分
2. 閉会時間 平成26年5月29日(木) 16時18分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第3号議案 土地改良事業における換地計画同意願いについて
 - 第4号議案 平成25年度の点検・評価及び平成26年度の活動計画について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 耕作台帳登載申請について

14時00分開始

議長

只今より、第36回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、 番[〃]委員、 番[〃]委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、 番[〃]委員、 番[〃]委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から5番を上程します。事務局

の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん、畑1筆800平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は9,689平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック2台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん、畑1筆1,690平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は13,130平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、マルチ張機1台、トラック2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん、畑1筆523平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は8,547平方メートルで、農機具は、田植機1台、耕運機1台、トラクター1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さんで、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑1筆225平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,179.77平方メートルで、農機具は、田植機1台、トラック1台、トラクター1台、消毒機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲渡人は、・・・の・・・さんで、譲受人は、・・・の・・・さんで、田1筆73平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は11,766.45平方メートルで、和牛5頭を肥育し、農機具は、トラクター3台、耕運機1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、申請理由が交換となっておりますが、平成26年3月第34回島原市農業委員会総会 第2号議案の5番、6番申請に含めて申請する予定が、分筆等の事務処理が遅れたため、今回の申請となっております、許可後は、今回分を含めて交換の登記を行う予定と聞いております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、1番の譲受人は、農家で28年の農作業歴があります。

母、妻、子の4人で農業を営んでおり、水稻、人参を作付し、通作距離は徒歩10分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、2番の譲受人は、農家で55年の農作業歴があります。

水稻、ねぎ、ブロッコリーを作付し、通作距離は徒歩1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、3番の譲受人は、農家で14年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、人参、大根を作付し、通作距離は徒歩1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、4番の譲受人は、農家で25年の農作業歴があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、水稻、レタス、白菜を作付し、通作距離は徒歩1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、5番の譲受人は、酪農家で5年の農作業歴があります。

母と2人で農業を営んでおり、水稻、飼料を作付し、通作距離は徒歩2分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番から5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番から5番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、2ページから3ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	3件	10筆	9,249.00㎡
----------	----	-----	-----------

耕作権の再設定	8件	17筆	12,863.90㎡
---------	----	-----	------------

合計	11件	27筆	22,112.90㎡
----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、4ページに記載のとおりで、売買による2件2筆3,067㎡です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第2号議案は承認することに決定します。

次に、第3号議案、土地改良事業における換地計画同意願いについて上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、土地改良事業における換地計画同意願いについて説明します。

有明・湯江の下辻地区(2工区)において、土地改良法による換地計画を別添のとおり定めたので、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条第8項の定めにより、農業委員会の同意を求めるための申請です。

土地改良区は当該土地改良事業の施行に係る地域で換地計画を定めた場合は、県知事の許可を受けなければならない(土地改良法第52条第1項)となっており、その許可申請には農業委員会の同意が必要(土地改良法第52条第8項)なため、今回の申請となっています。

資料は別添①第3号議案をご覧ください。

下辻地区は湯江地区にあり、関係者数28名、筆数149筆が91筆に、面積が57,725㎡となっています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、同意することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第3議案 土地改良事業における換地計画同意願いについては、同意することに決定します。

次に、第4号議案、平成25年度の点検・評価及び平成26年度の活動計画について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、平成25年度の点検・評価及び平成26年度の活動計画について説明します。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に、農業委員会の役割や事務等が明記されており、その中に農業委員会は毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うよう定めてあります。

そこで、農業委員会で案を作成し、ホームページ等により公表して、30日以上意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴衆をするようになっております。

その後、意見及び要望を踏まえ、補正の上5月末までに「今年度の点検・評価結果」及び「次年度の目標とその達成に向けた活動計画」を決定し、これをホームページ等により公表するようになっております。

今年の3月の総会で農業委員の皆さんにお諮りしました「平成25年度の点検・評価(案)及び平成26年度の活動計画(案)を、4月1日から4月30日までの30日間、市のホームページに掲載し、意見募集を行いました。

その結果、特に意見等はありませんでした。

つきましては、別添②の資料のとおり「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に、地域の農業者等からの意見等の欄に「なし」、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定欄に評価の案のとおりとして正式に決定してよろしいでしょうか、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、平成25年度の点検・評価及び平成26年度の活動計画について承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告第1号についてです。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集6ページをご覧ください。

合意解約通知書については、1件 1筆 1, 325㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

次に、報告第2号についてです。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号について説明します。同じく、議案集6ページをご覧ください。

使用貸借通知書については、1件 1筆 1, 055㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

次に、報告第3号についてです。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号について説明します。議案集の7ページをご覧ください。

耕作台帳登載申請についてですが、今回・・・・・・の・・・・さんより申請がありました。申請箇所は・・・・・・番、面積1, 110㎡で、登記地目現況は原野となっておりますが、農地(畑)として登載していただきたいとのことです。

・委員及び・委員に現地を確認していただいたところ、藪等の雑木は駆除されており、いつでも作付けできる農地(畑)になっているとの報告を受けました。

つきましては、農家台帳に農地として登載してよろしいでしょうか。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

意見等がなければ、農家台帳に登載することに決定します。

議長

これで、第36回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第36回島原市

農業委員会総会を閉会します。

午後4時18分終了